

その他の金属加工用機械を起因物とするはさまれ巻き込まれの死亡災害発生事例（1999-2020年）

発生年	発生日	時間	死傷災害発生事例	小業種コード	労働者規模
1999	5	9～10	電線管布設作業で、電線管のねじ切り作業を行うためねじ切り機にパイプをセッティングしていたときに、ねじ切り機の回転部に首にかけていた安全帯のロープが巻き込まれて安全帯のロープにより首が断裂した。	30302	1～9
1999	4	15～16	ダイスポットティングプレス機を使用して、プレス金型の型の擦り合わせ作業を行っていたときに、危険限界内に入り、作動したスライドに全身を挟まれた。	11305	1000～9999
1999	8	16～17	錫自動めっき装置で、加工物をめっき槽に浸けるかごの反転機のバケットに加工物を入れるためにローラー送り装置上に用意していた加工物を入れたケースが振動でローラー端から落ちたので、散らばった加工物を拾い集めていたところ、反転機がローラ端に移動してきて、反転機とローラー送り装置と、反転機の上部から下りてきたバケットにはさまれた。	11204	10～29
1999	10	13～14	レーザ裁断機のワークシュータ(裁断された鉄板を下に落とす装置)の動きが悪くなったので、ワークシュータ真下のエアシリンダーを調整するため、腹ばいになって中へもぐり調整していたところ、急にワークシュータが下降し、ワークシュータとシュートとの間に頸部を挟まれた。	11209	1～9
1999	11	15～16	NCドリル機で鉄骨の穴あけ作業中にその可動部に立ち込んだため、機械を固定している柱と可動部との間に胸部を挟まれた。	11209	10～29
2000	7	10～11	冷間圧延工程に設置されているコイルオープナーの油圧シリンダーのホース交換で、シリンダーの下部を外そうとしたときにシリンダーが振れて腰部を後方の壁との間に挟まれた。	11702	1～9
		11	伸線工程において、鉄線をドラムに巻き取るための伸線機の回転部分とロー		30～

2000	1	12	ラの間隙約1cmとの間に巻き込まれた。	11209	49
2000	1	18 ～ 19	レーザー加工機で金属加工をしていた者が加工機のスライド部と柵との間に挟まれているのを発見したが、既に死亡していた。	11209	10～ 29
2000	6	23 ～ 24	丸鋸切断機で丸鋼材(径80mm、長さ6m、質量200kg)を切断し、8本の束(1.6t)を天井クレーンでストックテーブル上に載せて結束番線を切断したところ、同材がテーブル上を転がったため既に置いてあった同材との間に頸部を挟まれた。	11502	100 ～ 299
2000	7	10 ～ 11	製作中のマシニングセンター(幅4m、奥行き2.5m、高さ3m)の内部で作業をしていて、マシニングセンターのコラムとフレームとの間に頭を挟まれた。	11301	1～9
2001	11	3 ～ 4	アルミ材の押し出し成形作業中の押出機が停止したため、一時運転を停止し押出機の作動状況を点検していたが不調箇所が不明なので同僚に点検を求め、駆けつけた同僚が押出機の運転を完全に停止させたところ、突然アルミ材を装着する部分(ローダー)が動いてローダーの先端部がローダーの稼働範囲内にいた者の背中部分を直撃した。	11101	300 ～ 499
2002	2	15 ～ 16	ショットブラストでドラム缶に蓋をするためのバンドを研磨するため、ショットブラスト内に上半身を入れてバンドを置いていたところ、ショットブラスト入口の空圧扉が下降して上肢部が挟まれた。	11209	10～ 29
2002	2	16 ～ 17	リサイクルマスターと呼ばれる空缶プレス機械により回収された空缶をプレス加工中、プレス機内で残ったかすを除去しようとしていたときに、操作盤にかかった右手で投入口開閉スイッチを誤操作したため蓋が閉まり頭部を挟まれた。	150102	10～ 29
2002	3	5 ～ 6	ブリキの冷延に使用する鋼製ロール(直径43cm、長さ3.5m)にショットブラストで表面処理を行う作業中、鋼製ロールに付いた油を除去しようとして検査台車の硬製ゴムロールと鋼製ロールとの間に右手を挟まれ、台車から落下したロールに頭部を挟まれた。	11209	300 ～ 499

2002	9	9 ～ 10	自動プラズマ切断機で鉄板（6×2100×6096mm）を加工していて、切断機と柱との間に挟まれた。	11203	10～ 29
2002	12	9 ～ 10	電線管端部のねじ切り作業中、着用していた安全帯のロープがねじ切り機械の回転体に巻き込まれて上半身を圧迫された。	30301	1～9
2003	2	10 ～ 11	ガス配管作業で、ガス管のねじ切り作業中に作業服がねじ切り機に巻き込まれ、巻き込まれた作業服により首が締めつけられて窒息死した。	80109	1～9
2003	2	6 ～ 7	自動車工場の保全作業中、プレスラインで発生した破材を約30cm角の立方体に加工するスクラッププレス加工部内で破材とともにはさまれた。	11502	1000 ～ 9999
2003	7	9 ～ 10	鉄屑圧縮機において、ドラム缶4個の圧縮を自動モードで行い5つ目の缶を手動モードに切り替えたが所定の経路を通らないので、圧縮機内から進入しドラム缶を取り出そうとしたときに、スライド扉が作動し頭部がはさまれた。	11009	1～9
2003	12	17 ～ 18	ラインジョイントシール場において、マスキング（鋼管にビニールテープを貼りつける）作業およびジョイント（鋼管同士を工具で繋ぐ）作業を行っていたときに、次にマスキングを行う鋼管が移動してきて背後から激突され、前にあったマスキングを終えた鋼管との間にはさまれた。	11709	30～ 49
2004	4	4 ～ 5	グレーチング（側溝に被せる鋼製の格子蓋）の製造工程において主部材（格子になる鋼帯）とらせん状の綱棒を圧接（加圧して電気溶接）する機械を管理する被災者が何らかの理由により圧接部と圧接された製品を引き出す台車との間に入っていたところ、製品を引き出した台車が圧接部に戻ってきたため、圧接部と台車の間に挟まれ死亡した。	11209	10～ 29
2004	2	15 ～ 16	建築型枠用セパレーターを製造する機械を操作中、部材を投入するホッパー部分に取り付けてある回転軸に、着用していたエプロンの一部が巻き込まれた。	11209	10～ 29

2004	4	11 ～ 12	工場内で、8個のフライヤーを有する高速筒型撚線機の全枠替作業を行うにあたり、（つなぎ目ロスを抑える為）所定の4個のボビンについてまず先に載せ替え作業を行い、その後、連結シャフト部前でレバーを操作し、載せ替えた4本のストランドのつなぎ目を所定位置に寸動で停止させる作業を行っていたところ、連結シャフトに巻き込まれた。	11209	～ 299
2004	7	13 ～ 14	鋼板の平面加工を行うレベラーの取扱い鋼板を長尺の物から短尺の物に切り替えるため、金具の取外し作業を行っていた時に、金具と連動していたセンサーが金具を外す際に解除され、それに連動したコンベアが降下し挟まれた。	11209	1～9
2004	11	14 ～ 15	工場内で、マシニングセンターを使用して自動車部品を自動研削作業中、当該機械が作動しなくなり、加工部品を送り出すオートパレットチェンジャーが停止したため、復帰させようとの稼動範囲内に立入り点検していたところ、オートパレットチェンジャーが突然動き出し、このストローク端と搬送用ローラコンベアーの側面に挟まれた。	11502	～ 499
2004	9	15 ～ 16	鍛造プレスでシャックルに使用する六角ボルトを鍛造中、上型と下型に挟まれた。	11209	10～ 29
2004	3	11 ～ 12	立形マシニングセンターの前面ドアを開放した状態で、金属製品を加工していた際、被災者が可動中のマシニングセンター内部に上半身を入れたため、動いていた治具（可動するテーブル上に固定されていたNC円テーブル）と、マシニングセンターの金属製外板との間に挟まれた。	11301	10～ 29
2005	2	11 ～ 12	金属スクラップ圧縮機の監視及びその周辺作業を行っていた被災者が、圧縮機内に入ったところ、圧縮機の上蓋が閉まり、圧縮機のピットと上蓋との間に挟まれた。	11209	1～9
2005	4	4 ～ 5	アルミ製の鉄道車両内装部材の切断作業を行っていたところ、移動するXYテーブルとZ軸を支える鉄柱との間に挟まれた。	11503	～ 299
		14			

2005	11	～ 15	圧縮機によりアルミ缶の圧縮作業を行っていたところ、圧縮機の油圧シリンダーと圧縮機の冷却装置との間に挟まれた。	150103	1～9
2005	3	9 ～ 10	シリンダーヘッド組立てラインにおいて、締付け機による台座とシリンダーヘッドとの固定作業中に当該機械に挟まれた。	11502	1000 ～ 9999
2006	2	22 ～ 23	ダイカストマシンでの鑄造作業時、被災者は製品の焼き付きを発見し、固定側の金型の清掃（磨き）を行っていたところ、自動運転中のマシンの金型が作動し、被災した。マシンの外側には安全扉があり、安全扉が閉まった後に金型が作動する構造になっているが、被災者は安全扉とマシンの間で作業を行っていた。	11102	50～ 99
2006	2	16 ～ 17	トリミングマシンの材料が自動送給装置にうまく落ちず、詰まったため、引っかけた材料の詰まりを取ろうとしている作業者を、被災者が横から補助しようとしたところ、同機横で回転しているカムのついたシャフトに巻き込まれた。	11202	10～ 29
2006	3	11 ～ 12	工場内で、ドリルマシン（NC制御加工機）を操作中、服の袖がドリルに巻きつき、腕も一緒に巻き込まれた。	11209	1～9
2006	3	19 ～ 20	事業場内のショットブラスト機で作業中、加工材料投入装置と本体の間に挟まれた。	11203	100 ～ 299
2006	4	10 ～ 11	アルミニウム鑄造機で製品を成形すべく、その前工程のため、機械の可動テーブル上に耐火レンガを積み重ねていたところ、当該機械のテーブル上部分のフレームが被災者側に可動し、上部フレームと下部フレームとの間にはさまれた。	11102	10～ 29
2006	5	15 ～ 16	出荷直前のマシニングセンターの加工主軸の後面に立入って作業していた被災者が、加工精度を検査する担当者が当該主軸をスライドさせる操作を行ったため、スライドしてきた主軸とマシニングセンターの外枠の間に挟まれ	11301	100 ～ 299

			た。		
2006	7	16 ～ 17	ドラム式ショットブラストを自動運転にて鋳物原材料の研磨作業中、研磨が終了したのでショットブラストのドラムが回転し研磨した材料を排出した。そのドラムの下に労働者が入って排出口の前で作業をしていたところ、元に戻るため回転してたきたドラムと排出口との間にはさまれた。	11002	30～ 49
2006	8	10 ～ 11	カットオフマシンと呼ばれる金属を切断する機械の修理中に、突然当該機械の鋸フレームが下降し被災者が挟まれた。	11209	10～ 29
2007	11	20 ～ 21	鉄屑を裁断する鉄屑裁断機の刃の取り替えを行うため、手動運転に切り替えて、上下に取り付けられている板状の刃のうち、下側の刃を交換する作業中、当該機械の内側に入り、交換する新しい刃を台座に載せて固定するボルトの穴位置を調整していたところ、裁断前に鉄屑を潰す「圧縮板」が突然降下し、その真下で刃を手で支えていた被災者がはさまれた。	150102	10～ 29
2007	11	20 ～ 21	鉄屑を裁断する鉄屑裁断機の刃の取り替えを行うため、手動運転に切り替えて、上下に取り付けられている板状の刃のうち、下側の刃を交換する作業中、裁断前に鉄屑を潰す「圧縮板」が突然降下し、その真下で刃を手で支えていた同僚がはさまれた。被災者は、再び圧縮板が上昇した際に同僚を助けようとしたが降下してきた圧縮板にはさまれた。	150102	10～ 29
2007	10	14 ～ 15	鋼材を切断加工するスリッターラインの終端にある巻き取りロールの下部で作業していた被災者が当該ロールに巻き込まれた。	11209	10～ 29
2007	11	22 ～ 23	被災者はアルミ管の抽伸機でアルミ管加工を行なうために入側操作盤で段取り作業を行っていた。加工品の出側で作業を行っていた別の作業者が、抽伸機の挿入クランプとコンベヤーとの間にはさまれている被災者を発見した。	11101	1000 ～ 9999
2007	12	12 ～ 13	転造機（ねじ切り機）の段取り替え作業において、ローラーのシャフト（2本）を回転させた状態で調整を行っていたところ、被災者が1本のシャフトに巻き込まれた。	11202	1～9

2007	8	5 6	<p>自転車用変速ギヤの部品となるギヤ枠をショットブラストにて研磨作業を行う工程において、当該ショットブラストへ材料を投入するためのバケットローダー（バケットが電動モーターによりつり上げられ、バケット内の材料がショットブラストへ投入される構造となっている）が起動し、ショットブラストの材料投入口とバケットローダーの間に被災者がはさまれた。</p>	11509	100 ～ 299
2008	5	15 16	<p>コールドソー（半自動鋼材切断機）の鋸刃の取替作業中、新しい鋸刃を設置するための調整を行った際、誤って鋼材供給ローラーテーブルの稼動スイッチに触れたため、ローラーテーブル上のC型チャンネル鋼材の束（長さ12m、総重量約4.7t）が前進して切断箇所の商品押さえ枠との間に押し込まれて死亡した。</p>	11001	50～ 99
2008	10	15 16	<p>クロップシャー（上刃（軸）、下刃（軸）がクランク機構で可動する棒鋼切断機）のオーバーホール作業で、上軸を下死点、下軸を上死点の位置（棒鋼を切断する位置）にし、上軸を外していたが、下軸が何らかの理由で下死点まで回転した。その際、下軸周りで作業を行っていた被災者が、回転した下軸とクロップシャーに取り付けられていた鉄板との間にはさまれて死亡した。</p>	11702	1～9
2008	3	11 12	<p>工場内で、抽伸機（鋼管を伸ばす機械）を操作して鋼管の加工作業を行っていた。被災者は鋼管の加工に不具合が生じたため、引き伸ばし途中の鋼管を切断して切断した鋼管を拾うために抽伸機の下へもぐり込んだ。その際、引き伸ばした鋼管を支えるアームが作動して当該アームと鋼管受け台の間にはさまれた。</p>	11209	100 ～ 299
2010	1	22 23	<p>NC切断機の切断トーチのセンタリング調整作業中、作動テストのため切断トーチの付近の設けられている起動スイッチを押したところ、NC切断機のプログラムが調整作業のモードではなく通常モードであったため、突然、NC切断機が走行するとともに、切断トーチが横行し、当該切断機の本体と、定盤に置かれていた鋼製の板との間に挟まれたものである。</p>	11501	50～ 99
		16	<p>金属パイプを切断する機械で金属パイプ（直径17cm、長さ626cm）を長さ152cmに切断する作業中、切断後の金属パイプを製品取り出し口</p>		100

2010	3	～ 17	に自動で運搬している時に、金属パイプを固定して移動させる部分と切断機の台との間に頭部が挟まれたもの。機械を停止せずに作業していた。	11209	～ 299
2010	4	22 ～ 23	工場において、同社の作業員4名で圧延機の圧延ロール交換作業を行っていた際に発生した災害。作業員Aがハウジングキャップ（ロールユニットを格納している箇所の蓋）のロックピンを外し作業員Bに合図を送り、作業員Bがバルブスタンドを操作してハウジングキャップを開けたところ、圧延機下流のラインレベル調整を行っていた被災者の頭部がハウジングキャップと製品のガイドレールとの間に挟まれた。	11001	300 ～ 499
2010	4	15 ～ 16	当該事業場は、金属の2次成形加工用機械のメーカーである。当該災害は、製品であるテンションリール（コイル状の金属板を緊張させながら引っ張り、巻き取る装置）を出荷する前の試運転において、テンションリールによりコイル状の金属板を巻き取っていたところ、送り出し装置が引っ張り方向の力に自重だけでは耐えられずに装置自体が水平に動いたため、送り出し装置とその手前の製品との間にいた被災者が挟まれ死亡したものの。	11301	30～ 49
2010	4	16 ～ 17	工場内において、被災者が金属加工用丸のこ盤を使用して鋼材（鉄製プレート：72mm×84mmに加工）を切断する作業をしていたところ、鋼材を動力で移動させるバイス（金属製のクランプ）と丸のこ盤の囲い（金属製）との間に頭部を挟まれ、死亡したものの。被災者がバイスを移動させたとみられる。	11209	1～9
2010	8	20 ～ 21	ショットブラストの試運転時、ショット球を供給する導入管の詰まりがあったため、当該部分の運転を停止した後、ショットブラスト上部に登り、修理作業をしていたところ、ショットブラストの扉が突然開き始め、それに気づいた立会者が非常停止ボタンを押したものの扉の動きは止まらず、扉の上方で作業していた被災者は、扉の上端にせり上げられる形で上部の梁との間に体を挟まれ、胸部圧迫により死亡したものの。電源を切ったのが一部であったため扉が自動的に開いた。また、その扉は非常停止ボタンでは停止できない構造となっていた。	11502	300 ～

2011	4	16 ～ 17	<p>鑄造品用ゴムエプロンブラスト機（ショットブラスト機）の稼働中に、機械側面部に取り付けられた安全カバーの下部隙間から機械内部に潜り込み、本体内の製品の残り状態若しくは仕上後の製品を入れるワーク搬出バックの状態を確認しようとした際、動き出したバケットローダーアームと当該アームのストッパーの間に腹部を挟まれ、一週間後に死亡したものの。（一人作業のため、発生状況は推定）</p>	11502	300 ～
2011	12	12 ～ 13	<p>資材置場において、一人でねじ切り機を用いて、個人住宅用の水道管のねじ切り作業を行っていたところ、ねじ切り機の回転部に着衣を巻き込まれたものの。災害を現認した者はおらず、発見時（17時40分）は、機械（自重約40キロ）を抱きかかえるように座り込んだ状態で、胸部圧迫による窒息によりすでに死亡していた。</p>	30203	1～9
2012	3	10 ～ 11	<p>被災者は転造盤を使用し、全ねじボルトの転造加工中、回転していた回転軸の自在継手の箇所にて被災者が腕から巻き込まれた。</p>	11202	10～ 29
2012	7	9 ～ 10	<p>被災者は鉄板を延ばして巻き取る作業にて、鉄板に付いた付着物の除去のため、鉄板を延ばす機械に近づいたところ、鉄板を機械へ送るローラーに巻き込まれた。</p>	11209	50～ 99
2012	5	6 ～ 7	<p>アルミ成型工場において、単独で早朝作業中であった被災者は、ダイカストマシンのアームに着衣の襟が巻き込まれ状態で倒れていたところを同僚に見られ、救急搬送先の病院で死亡した。</p>	11102	10～ 29
2012	3	8 ～ 9	<p>被災者は加工物を自動投入するショットブラストの作業を行っていた際、同機械の稼働中にその投入口前まで入ったところ、自動運転中の投入用バケットと、投入口のフレームに胸部を挟まれ死亡した。なお、当該機械の立ち入りについては、開けると停止する扉が設置されていたが、災害発生時は同安全装置がテープで留められており機能しなかった。</p>	11209	1～9
2012	11	16 ～	<p>被災者はスリッターラインの一部の点検作業を行っていたところ、点検箇所が空気圧で昇降するテーブルの下部であり、そのテーブルが被災者の背中から下降したため、機械の土台のコンクリートとテーブルの間に挟まれて死亡</p>	11009	50～ 99

		17	した。		
2012	5	4 ～ 5	被災者は鋼管4本（直径60cm、長さ6mの鋼管が2本、直径1m、長さ6mの鋼管が2本）の錆落とし作業を行うため、同径の鋼管2本ずつを直列に並べ、内部に自動ブラスト機をセットし、鋼管内面の錆落としを行っていたところ、直径60cmの鋼管内部で、衣服の胸元にブラスト機の先端が入り込んだ状態で横たわっていた状態で発見された。	11501	300 ～
2013	2	16 ～ 17	被災者は、ゴミ箱に飲料水の空きボトルを捨てようとしたところ、レールに沿って自動で移動するNCガス穴開機の接近に気づかず、NC穴開機付属の制御盤と、ゴミ箱の隣に設置されていた消火器ケース（木製）との間に体を挟まれた。	11209	100 ～ 299
2013	11	8 ～ 9	被災者は、フリクションスクリープレス（6300トン）の始業開始前点検の際、当該プレスのフライホイールとスクリー部分の動力伝達機構にはさまれ死亡した。	11301	30～ 49
2013	3	9 ～ 10	被災者は、横中ぐり盤（NC機械）を使用して搬送機の金属部品の加工作業を行っていた。部品の加工寸法の採寸をしていた際、被災者の衣類が当該機械のバイトに巻き込まれ、被災者の声を聞いて近くで作業していた労働者が非常停止ボタンを押したが、既に左腕及び両足ひざ下中央付近から巻き込まれていた。	11209	10～ 29
2013	1	2 ～ 3	アルミダイカストマシンから異常警報が発せられていることに気づいた作業者が、機械を確認したところ、頭部を金型にはさまれている状態の被災者を発見した。目撃者がいないため災害の詳細は不明であるが、被災者が何らかの理由で金型内に体を入れた際に、はさまれたものと推測される。機械は自動運転で、安全扉が設置されていたものの、金型稼働中に開くことが出来る状態であった。	11102	50～ 99
2013	7	11 ～ 12	被災者は、伸線機による伸線作業中、ブロック（巻き取り用駆動部）とその周辺のバックプレートとの間に胸部を挟まれ死亡した。	11001	10～ 29

2013	3	17 ～ 18	工場内にて、被災者は「レベラー（金属板の歪み取り機）」のローラーの洗浄（ウェスでローラーに付着している鉄粉等の拭取り）作業中、ローラーに右手から右肩までを巻き込まれた。	11209	10～ 29
2013	12	10 ～ 11	長さ約10mの屋根用折板の製造中、成形機から排出された折板を被災者と同僚の2人が持ち上げようと近づいた際、次の折板が排出されたため、先に排出されていた折板に当たり押した。そのため、被災者は、押された折板と背後の鋼板コイルにとの間に胴体をはさまれた。	80109	10～ 29
2014	4	2 ～ 3	設備の中に入り、設備の復旧作業を行っていたところ、設備内にある水平移動するコンベアが動きだし、コンベアの架台と設備のフレームとの間に頭部を挟まれた。	11502	50～ 99
2014	2	6 ～ 7	被災者は、建築資材等に用いる鋼管を製造する工場内の、帯鋼をローラーで丸め溶接し鋼管に加工するラインにて、製品に線状の傷が入っていることに気づき、原因を確認するためラインの中に入ったところ、加工用のローラーに動力を伝えるシャフトに衣服ごと巻き込まれ死亡した。	11209	100 ～ 299
2015	1	13 ～ 14	レーザー切断機のレールの間で、材料の平板に玉掛けされたハッカーを取り外す作業をしていたところ、後方からレーザー切断機が被災者に向かって走り、レーザー切断機と平板の間に挟まれたもの	11209	10～ 29
2015	2	6 ～ 7	レールを切断する鋸断機のカバーを開けて鋸断機とカバーの間に立っていたところ、鋸断機横の台車（自動運転）が動き出してカバーを押し、鋸断機とカバーの間に全身をはさまれた状態で発見されたもの。	11209	300 ～ 499
2015	7	19 ～ 20	鋳物を製造する工場において、ショットブラスト機の上下扉に不具合が生じ、閉まらなかったため、被災者が同機の上部に上がって修理作業を行っていた。大きな音がしたため、他の労働者が見に行ったところ、上下扉は閉まり、同機上部で被災者が意識を失い、座り込んだ状態で発見されたものである。被災者は頸椎を損傷しており、意識不明のまま入院し治療を受けていたが、平成27年8月6日に死亡した。	11002	10～ 29
		15	スリッターラインのリコイラー（切断した鋼材をコイル状に巻き取る機械）の設置箇所において、被災者がドラムサポーター（アームが上下に可動し、		

2016	7	～	16	リコイラーのドラムを保持する役割) の下方を通り抜けようとしたところ、ドラムサポーターのアームが下降し、ドラムサポーター本体とアームの間にはさまれた。	11209	30～ 49
2017	2	～	14 15	金属粉をプレス成形しリング状の自動車用部品を製造する成形機5台の運転管理を1人で行っていた作業者が、成形機の脇で頭部から血を流して倒れている状態で発見された。成形機の上パンチが外されていたことから金型交換作業中とみられ、下降したスライドに頭部がはさまれたと推測される。光線式安全装置は切られ、アクリル製の安全扉は開いており、運転切替スイッチは連続となっていた。	11502	100 ～ 299
2017	1	～	22 23	圧延機に付属される材料を側面から押さえる装置の油圧配管を修理した後、試運転するが当該装置が動かなかったので圧延機内部に被災者が立ち入って不具合を調整した。その後、同僚が操作室で当該装置を作動するもなお動かさず、再度被災者が内部に立ち入って調整していたところ、油圧で稼働して材料を上から押さえる別装置の下降ボタンを同僚が不意に押したことで装置が作動し、押さえ板が降下し直下にいた被災者が挟まれた。	11101	100 ～ 299
2017	1	～	20 21	鑄造ラインにあるドラムブラスト機（ドラム型ショットブラスト機）において、当該機械の鉄球等回収ホッパーの出口に異物があったため、被災者はそれを取り除こうとしていたところ、ドラムブラスト機が稼働し、当該機械のフレーム等に頭部を挟まれた。	11301	300 ～
2018	12	～	4 5	スリッターで切断したコイル材を、リコイラーから降ろそうと同僚が操作を行ったことにより、コイル材を支持しているアームが動き出し、被災者は、リコイラー本体とアームとの間に頸部を挟まれ死亡したもの。被災者はコイル材を外した際にコイル材が転がり落ちることを防止する支柱をコイル材の周りに取り付けるため、床に置かれていた支柱を持ち上げようとしゃがみ、アームの稼働範囲に入ってしまったもの。	11009	30～ 49
			8	研掃機（研磨材とともに回転し、製品を研磨する機械）において、搬出側の扉が開き、製品の払出しがなされた後、被災者は搬出扉とドラムの上に身体		1000

2018	10	～	を入れ作業を行っていたところ、自動運転となっていたため、搬出扉が閉まり扉とドラムに上半身をはさまれた。なお、被災者は当該場所において一人で作業を行っており、災害発生時の状況を見ていた者はいなかった。	11502	～
		9			9999
2018	3	～	スクラップベアリングプレスのピット内（スクラップを圧縮成形する箇所）に立ち入り、詰まったスクラップ材を取り除いていたところ、当該プレスが	150103	10～
		9	起動し、蓋が閉まり、ピット内にいた被災者がはさまれ、死亡したものの。		29
2019	7	～	切断した鉄くずを一時的に集積する設備（パイラー）の修理作業において、	11001	1000
		6	油圧シリンダーで傾く構造をもつ可動式の床（受台）の下に入り、その床を		～
		8	支える油圧シリンダーの傾きを調整するため、同僚が可動式の床を下げる操作を行ったところ、油圧で下がってきた床とコンクリート基礎部に頭部を挟まれて、死亡した。		9999
2019	3	20	バケットローダーが上昇しショットブラストに材料（鋳物、160個、50	11209	30～
		～	0kg）を投入後、バケットが下降した。被災者はバケット内に残品がない		49
		22	か確認するため、バケットの稼働範囲内に侵入しており、バケットの台座とそれら機構の支柱との間で胸を挟まれ死亡したものの。		
2020	12	8	被災者は連続運転中の自動鍛造プレスによる製品成型状況を確認していたと	11502	300
		～	ころ、何らかの原因で頭部で危険限界に侵入し、プレスに挟まれたもの。		～
		10			499
2020	10	16	コンピュータ制御のパレットチェンジャーの加工パレットと当該加工パレ	11209	10～
		～	ットを牽引するトラバーサとの間に胸部をはさまれた労働者が低酸素脳症に		29
		18	至ったもの。		
2020	8	12	市内にある会社の工場内に設置されているマシニングセンタの修理作業を出	170209	10～
		～	張して行っていたところ、機械内部のパレットチェンジャー（回転扉）に腰		29
		14	などを挟まれ死亡したものの。		
2020	8	8	被災者は、中ぐり盤を用いて鋳鉄製の材料のシリンダー内を円形に切削する	11301	1～9
		～	加工を行っていた。同機械のバイト（刃のついた回転軸）を回転させたまま		
		10	材料から離し、同人は、シリンダー内をのぞき込んで加工状況を確認してい		
			たところ、衣服が巻き込まれて体ごと回転し全身を強く打って死亡した。		

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202207_01.html